労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

神戸運輸監理部最低賃金公示第１号

近畿地方交通審議会から神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）、神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650―0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

平成28年１月４日

神戸運輸監理部長　安藤　　昇

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、はしけ長「243,350円」を「245,150円」に、部員「184,750円」を「186,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「239,600円」を「241,400円」に、部員「178,300円」を「179,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「196,600円」を「196,800円」に改正することが適当である。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された別表に掲げる地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十八条の規定により公告する。

平成二十八年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

行政区画、大字、字又は地番の名称	地図及び簿冊名
静岡市	静岡市都市計画事業大谷土地区画整理事業に係る地籍調査成果図及び測量原簿
朝日町小向地区	朝日町小向地区の地籍調査成果図及び測量原簿
丘陵地区	丘陵地区の地籍調査成果図及び測量原簿
整理組合	整理組合の地籍調査成果図及び測量原簿
海老名市	海老名市の地籍調査成果図及び測量原簿
和南部地区	和南部地区の地籍調査成果図及び測量原簿
西整理組合	西整理組合の地籍調査成果図及び測量原簿
株式会社日本鉄道建設公団	株式会社日本鉄道建設公団の地籍調査成果図及び測量原簿
登美ケ丘１丁目	登美ケ丘１丁目の地籍調査成果図及び測量原簿
次２丁目	次２丁目の地籍調査成果図及び測量原簿
整備期間内換地予定地	整備期間内換地予定地の地籍調査成果図及び測量原簿
宮町	宮町の地籍調査成果図及び測量原簿
緑ケ丘	緑ケ丘の地籍調査成果図及び測量原簿
浜合同土地区画整理組合	浜合同土地区画整理組合の地籍調査成果図及び測量原簿
大野城市	大野城市の地籍調査成果図及び測量原簿
福岡都市計画事業下大利地区	福岡都市計画事業下大利地区の地籍調査成果図及び測量原簿
東福岡駅南	東福岡駅南の地籍調査成果図及び測量原簿
相生市	相生市の地籍調査成果図及び測量原簿
西播都市計画事業相生駅南地区	西播都市計画事業相生駅南地区の地籍調査成果図及び測量原簿
三木市	三木市の地籍調査成果図及び測量原簿
加佐土地区画整理組合	加佐土地区画整理組合の地籍調査成果図及び測量原簿

公　告

諸　事　項

工場財団

北海道帯広市東一条南八丁目２番地**株式会社帯広シティーケーブル**の工場財団に北海道帯広市東一条南八丁目２番地株式会社帯広シティーケーブル工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年１月４日

釧路地方法務局帯広支局

有権者申出方

元当局所属公証人平谷正弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成28年１月４日　　東京法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第６１３号

千葉県夷隅郡大多喜町横山1854番地

申立人　長野　千城

本籍千葉県いすみ市日在2105番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所千葉県いすみ市、死亡年月日平成27年５月５日、出生の場所千葉県夷隅郡大原町、出生年月日昭和30年１月30日、職業無職

被相続人　亡　児山　春敬

事務所　千葉県茂原市道表６－８　オフィスK202　渡辺智志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　智志

千葉家庭裁判所一宮支部

平成２７年（家）第３０１６９号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍千葉県我孫子市三河屋新田11番地の１、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日平成16年１月４日、出生の場所長野県諏訪郡川岸村、出生年月日昭和10年４月25日、職業無職

被相続人　亡　木南　晴子

事務所　千葉県松戸市西馬橋蔵元町97　島野ゆかり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　　亮佑

千葉家庭裁判所松戸支部

平成２７年（家）第９０１０７号

大分市荷揚町２番31号

申立人　大分市長　佐藤樹一郎

本籍大分県国東市国東町鶴川525番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目８番23号　若水荘、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日平成26年７月以下不詳、出生の場所福岡県門司市、出生年月日昭和24年９月４日、職業無職

被相続人　亡　渡邉　裕三

事務所　東京都渋谷区神南１－22－８　渋谷東日本ビル５階

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

東京家庭裁判所立川支部

平成２７年（家）第９０１２０号

千葉市美浜区幸町２丁目１番２号

申立人　株式会社千葉興業銀行

本籍東京都府中市分梅町１丁目14番地の９、最後の住所東京都府中市分梅町１丁目14番地の９　アドリーム分倍河原313、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日平成27年５月19日、出生の場所新潟県東頸城郡安塚村、出生年月日昭和26年12月２日、職業不詳

被相続人　亡　安達　幸雄

事務所東京都日野市高幡１番地14　大石ビル３階　りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

東京家庭裁判所立川支部